

「山梨県食の安全・安心推進計画」

(素案)

【平成24～28年度】

山 梨 県

目 次

I	計画策定の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の期間	
4	基本理念	
5	関係者の責務・役割	
6	計画の推進体制	
7	計画の管理	
II	食の安全・安心に関する現状と課題	4
1	取り巻く現状	
2	これまでの成果・今後の課題	
III	基本目標	6
IV	重点項目、数値目標	7
V	施策の推進方向	9
1	「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保	
2	食品に関する正確な情報の提供	
3	消費者、生産者、事業者間の相互理解の増進、信頼関係の構築	
4	食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等	

I 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨（県条例第7条、以下「県条例」省略）

- 県条例第7条の規定に基づき、県条例の基本理念の具現化に向けて、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、施策の基本的な方針や施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について策定する。
- 推進計画策定に当たっては、第7条第3項の規定に基づき、県民の意見を反映させるため、あらかじめ、パブリックコメントの実施や「山梨県食の安全・安心審議会」の意見を聴くこととする。
- 県条例の施行（平成24年4月～）に伴い、「やまなし食の安全・安心基本方針」（平成15年9月策定）及び「やまなし食の安全・安心行動計画」（第2次計画の期間：平成19年4月～平成24年3月）については、県条例及び本計画の内容として引き継ぐものとする。

2 計画の位置づけ

- 県の総合計画である「第2期チャレンジやまなし行動計画」（計画期間：平成23～26年度）中、基本目標5「生涯あんしん地域」チャレンジ、政策6「誰もが快適で安全に暮らせる社会づくり」を実現するための施策として策定することとなっている計画であるとともに、「山梨県食の安全・安心推進条例」が目指す基本理念を具現化するものである。
- 本計画の策定及び推進に当たっては、関係法令の運用や関連計画等との整合を十分図ることとする。

3 計画の期間：5か年（平成24～28年度）

4 基本理念（第3条）

- 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。
- 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。
- 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮して、行われなければならない。
- 食の安全・安心の確保は、県、生産者、事業者及び県民が、それぞれの責務又は役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

5 関係者の責務・役割（第4～6条）

○県の責務（第4条）

県は、基本理念(第3条)にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定、実施する。

○生産者及び事業者の責務（第5条）

- ・ 生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。
- ・ 生産者及び事業者は、前項の措置を講ずるに当たっては、その使用人その他の従業者が食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めることができるよう特に配慮する。
- ・ 生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る食品等又は生産資材に起因して県民の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、速やかにその原因を究明し、その拡大又は発生の防止のために必要な措置を迅速かつ確実に講ずる責務を有する。
- ・ 生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等又は生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努める。
- ・ 上記に掲げるもののほか、生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

○県民の役割（第6条）

- ・ 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、及び必要な情報を収集するよう努める。
- ・ 県民は、基本理念にのっとり、食品等の消費に際しては、その使用、調理、保存その他の取扱いに起因して人の健康に悪影響を及ぼすことがないように努める。
- ・ 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めること等によって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たす。

6 計画の推進体制

○県民からの施策の提案（第9条）

県は、県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止についての提案があったときは、（推進計画の策定・変更の場合を除く）当該提案をした者に対して、その結果を通知するとともに、その内容を公表する。

○食の安全・安心審議会（第31～33条）

知事の附属機関として山梨県食の安全・安心審議会を設置する。

所掌事項

- ・ 条例によりその権限に属する事項の処理
推進計画の策定等についての意見
推進計画の実施状況についての報告を受ける
措置勧告についての意見
- ・ 食の安全・安心の確保に関する重要事項についての調査審議

委員の任命

- ・ 委員15人以内で組織。消費者、生産者、事業者、学識経験者から知事が任命
- ・ 任期は、2年（再任を妨げない）

意見聴取

- ・ 専門的知識を有する者からの意見聴取

7 計画の管理（第7～8条）

- ・ 本推進計画は策定後、県ホームページ等により公表
- ・ 毎年度、その実施状況について、食の安全・安心審議会に報告、県ホームページ等で公表
- ・ 計画期間中であっても、社会経済情勢の変化が生じた場合等、必要に応じて見直し・改定を行う。見直しに当たっては、県民の意見を反映する。

II 食の安全・安心に関する現状と課題

1 取り巻く現状

- 国は、平成 13 年秋に国内における B S E（牛海綿状脳症）の発生やその後の相次ぐ食品の偽装表示などを契機とした食の安全・安心への国民の関心の高まりを受け、食品安全基本法を制定（平成 15 年 7 月）した。
- これを受け、本県においても、「やまなし食の安全・安心基本方針」（平成 15 年 9 月策定）及び「やまなし食の安全・安心行動計画」を策定し、これらに基づき生産から消費に至る食品の安全性の確保、食品に関する正確な情報提供、関係者間の信頼関係の構築などに向けて、様々な取り組みを進めてきた。
- さらに国では、平成18年5月に残留農薬に関するポジティブリスト制度の導入や平成 21年5月に J A S 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）の罰則強化など、法改正による規制の強化を図ってきた。
- また、平成21年9月に発足した消費者庁において、食品衛生法、J A S 法、健康増進法、景品表示法の食品表示部門を一元的に所管することになり、食品表示に関する法律についても一元化に向けて、平成24年度中の法案提出を目指して検討が進められている。
- 食の安全・安心に関する条例については、これまで 28 都道府県において制定・施行され、それに基づく計画や指針が策定されている。
- 平成23年には、福島原発事故に起因する食品の放射能汚染に対する不安の増大や、牛肉の生食による食中毒死亡事故の発生、輸入食品の安全基準に係る規制緩和への懸念など、食品の安全・安心に関する国民全体の関心が高まっている。
- 消費者意識の動向については、平成23年夏に本県が実施した「消費生活に係る県民意識調査」結果によると、消費者問題に関心がある人のうち「食品の安全性」を挙げた人が 83%と突出しており、食品の安全性について「不安がある」と回答した人は約 7 割を占めた。その「不安」の内容については「食品表示の信頼性」(66.5%)が目立って高かった。
- 食品中に含まれる放射性物質については、これまで暫定規制値に基づく検査や出荷制限等の措置が執られてきたが、科学的知見に基づきより一層、食品の安全・安心を確保する観点から食品衛生法第11条第1項に基づき、食品中の放射性物質の規格基準が定められ、平成24年4月1日から新たな基準が施行されている。この基準に基づき、食品の生産段階や流通・販売段階、学校給食等における放射性物質検査等の取り組みが、多くの事業者や自治体で自主的に行われるようになっている。
- また、国において生食用食肉等の安全性の確保に向けては、これまでの生食用食肉の衛生基準を、罰則が伴う強制力のある基準とした。

2 これまでの成果・今後の課題

【成 果】

○コンプライアンス意識の醸成

- ・ 本県における農作物の残留農薬が、流通・販売段階において1件も検出されていない。
- ・ 適正な食品表示に対する実施率100%の広域的店舗の割合が、H17年度53%からH23年度は、90.1%と着実に上がっている。

○生産者の自主的な取り組みの普及

- ・ 減化学合成農薬、減化学肥料などの環境保全型農業の推進に向けたエコファーマー認定数が、H17年度6,513人からH23年度には、7,522人に増加した。
- ・ 畜産物の安全性の確保に向けて、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理手法の導入が進んでいる。

○食の安全・安心に関する消費者意識の高まり

- ・ 県が設置する「食品安全110番」への問い合わせが年間200件前後に及び、平成15年度から毎年度、県が委嘱している「食品表示ウォッチャー」(118名)による活動の積み上げなど、県民における食の安全への関心の高まり、知識や理解の普及浸透が進んでいる。

○県民に対する情報提供の充実

- ・ 食品の安全性やこれに関連する事件・事故やそれらへの対応、最新の科学的知見や国等の制度の動きなどについて、県民に適時適切に提供するため、ホームページや各種媒体により、迅速でわかりやすい情報提供が進められるとともに、研修会やイベント等による情報提供機会の充実が図られた。

○食品中の放射性物質や食中毒の未然防止に係る監視体制の充実

- ・ 食品中の放射性物質に係る検査機器の整備や、生産から流通・販売の各段階における検査体制の強化、食肉の生食による食中毒等の未然防止に向けた監視指導が強化された。

○県条例の制定及び取り組みの充実

- ・ 県民の意見を反映しながら制定した「山梨県食の安全・安心推進条例」(平成24年4月1日施行)により、関係者の意識高揚が図られるとともに、原産地表示に関する本県独自の規定や「自主回収報告」の義務づけ、「措置勧告」制度など、本県における食の安全・安心の確保に向けた取り組みの充実が担保されることとなった。

【課 題】

○条例に基づく各種施策の推進

- ・ 食品の安全性を確保するためには、生産から流通・販売の各段階における食品関連事業者及び行政の取り組みが最も重要であることから、生産者・事業者の経営規模に拘わらずその全体的な取り組み意識の向上を図りながら、この条例に基づき、計画的・総合的かつ効果的に施策を展開することが必要である。
- ・ 食品の信頼性についても、消費者の不安を解消しつつより一層高めるため、生産者・事業者が、より一層消費者の目線に立った自主的な取り組みを実践するよう促進する必要がある。
- ・ 特に、消費者が食品についての正しい情報を得て合理的な選択をする上で重要な役割を果たす食品表示については、国の見直しの動向も見据えながら、その適正化と本県独自の取り組みの充実を図る必要がある

○関係者の一層の連携・協力

- ・ 生産者・事業者及び県民が条例に定められた責務や役割を十分に果たすとともに食の安全・安心の確保に向けた具体的な取り組みについて、相互に連携・協働していく必要がある。

○食の安全・安心に係る情報提供の一層の充実

- ・ 県は、食の安全・安心に関する情報を県民に提供するとともに、食品の生産者・事業者自らが持っている情報を消費者等に広く提供するよう、一層の促進を図る必要がある。

○リスクコミュニケーションの推進

- ・ 情報化社会の進展により、食の安全に関する様々な情報や風評が飛び交う中で、ゼロリスクの食品は存在しないとの前提に立ち、安心して食品を消費できる社会づくりを進めるため、消費者、生産者・事業者、行政等の関係者がそれぞれの立場から情報や意見を交換し、相互理解を深める場と機会の充実が必要である。

Ⅲ 基本目標

条例の規定を踏まえた基本目標を設定する。

【基本目標】

- ① 生産から販売に至る一連の行程の各段階における安全性の確保に向けた法令遵守の徹底・的確な監視指導
- ② 消費者の信頼に応えるための食品に関する正確な情報提供の推進
- ③ 食の安全・安心を支える生産者、事業者、消費者の相互理解、信頼関係の構築促進
- ④ 食品による健康への悪影響の未然防止に向けた体制の整備

IV 重点項目、数値目標

基本目標を達成するため、特に力を入れるべき取り組み事項を掲げ、これらに関する数値目標も設定する。

【重点項目】

- ① 食品等の安全性の確保に向けた生産者・事業者等の自主的な取り組みの促進と監視指導の徹底
- ② 食品等の信頼性の確保に向けた食品表示の一層の適正化及び情報提供の促進
- ③ 食の安全・安心の確保に向けた取り組みに対する県民の参加促進
- ④ 食の安全・安心を脅かす新たな問題への迅速かつ適切な対応

【数値目標】

重点項目		指標項目	現状数値	目標数値
区分	No			
①	1	エコファーマー認定者数	7, 522 人 (H23)	7, 800 人 (H26)
	2	GAP(農業生産工程管理)の導入産地数	12 産地 (H23)	24 産地 (H26)
	3	食品等事業者、従事者を対象とした食品衛生講習会等への受講者数	5 年間 (H19~23) 延べ 49, 212 人	5 年間 (H24~28) 延べ 50, 000 人
	4	栄養士、調理師、食生活改善推進員等を対象とした研修会への参加者数	3, 492 人 (H23)	3, 800 人/年 (各年度)
	5	食品衛生監視指導計画に基づく監視率	101% (H19~23)	100%/年 (H24~28)
	6	人口 10 万人あたりの食中毒患者発生数	28 人 (H23)	22 人/年 (各年度)
	7	学校給食を原因とする食中毒の発生件数	0.2 件/年 (H19~23)	0 件/年 (H24~28)
	8	特定給食施設等に対する監視・指導の実施率	43.3% (H23)	50% (H28)
	9	残留農薬の収去検査結果の不適合件数	0 件/年 (H19~23)	0 件/年 (H24~28)
	10	残留動物用医薬品の収去検査結果の不適合件数	0 件/年 (H19~23)	0 件/年 (H24~28)

	11	残留農薬調査の実施検体数	30 検体／年 (H23)	30 検体／年 (各年度)
②	12	食品表示合同調査による食品の適正表示実施率 100%の広域的店舗の割合	90.1% (H23)	95%以上 (H28)
	13	食品表示合同調査による食品の適正表示実施率 100%の地域店舗の割合	77.6% (H23)	85%以上 (H28)
	14	食品表示に関する説明会への参加者数	673 人／年 (H23)	5 年間 (H24～28) 延べ 4, 000 人
③	15	広域的店舗における原産地に関する詳細な情報提供の実施率	—	80%以上 (H28)
	16	地産地消サポーター登録者数	1, 363 人 (H23)	1, 500 人 (H26)
	17	食品表示ウォッチャーからの報告件数	2, 955 件／年 (H23)	3, 500 件／年 (H28)
	18	学校給食における地場産物の使用割合(食材ベース)	24.3% (H22)	30%以上 (H28)
	19	リスクコミュニケーションの機会への参加者数	870 人／年 (H23)	1, 000 人／年 (H28)
	20	食育推進ボランティアの登録者数	5, 182 人 (H23)	5, 600 人 (H28)
④	21	県民からの食の安全・安心に関する意見提出数	—	5 年間 (H24～28) 延べ 25 件
	22	食品の安全性に関する情報提供件数(県ホームページアクセス件数)	9, 173 件／年 (H23)	10, 000 件／年 (H28)

V 施策の推進方向

1 「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保

① 監視の的確な実施（第14条）

○農畜水産物等の生産段階における安全性の確保

・農産物の安全性の確保

- ◇ 農業団体や農業者等に対し、農薬の適正使用に向けた指導啓発を推進する。また、農薬管理指導士及び農薬適正使用アドバイザーを認定し、農薬の管理と使用のより一層の適正化を図る。

・畜産物の安全性の確保

- ◇ 飼料の安全性に対する消費者の関心が高まる中で、飼料の製造・販売・使用の各段階で「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（略 飼料安全法）」に基づく飼料の適正使用を推進する。
- ◇ 畜産物の安全性を確保するため、家畜伝染病予防法・薬事法（動物用医薬品）に基づき、飼養衛生管理基準や動物用医薬品の使用基準を遵守するよう、農家の指導を実施する。

・水産物の安全性の確保

- ◇ 養魚用飼料や水産用医薬品の適正使用の徹底や養殖衛生管理技術の普及・啓発を図るため、養殖技術講習会の開催や養殖現場の巡回指導、また養殖衛生管理機器を整備する。

・農畜水産物等の生産段階における放射性物質検査の実施

- ◇ 放射性物質による県民の食の安全・安心への不安感を払拭するため、本県の主要な農畜水産物等を対象に、検査品目やスケジュールを明示した放射性物質検査実施計画を策定し、検査を実施する。

○製造・加工・調理段階における安全性の確保

・食品の安全性の確保に向けた監視指導等の対策

- ◇ 食品衛生法に基づき、本県の実情にあわせた「山梨県食品衛生監視指導計画」（以下「食品衛生監視指導計画」という。）を毎年度策定する。
- ◇ 製造・加工・調理を行う食品等事業者に対して食品衛生監視指導計画に基づき、効率的かつ効果的に監視指導を実施する。また、計画的に収去検査等を実施し、食品の安全性の確保を図る。

- ◇ 食中毒発生時の原因究明や食品添加物、残留農薬などの検査を迅速かつ正確に実施する。
- ◇ 食品等事業者及び従事者を対象にした講習会を開催し、食品衛生知識の普及啓発に努める。

・ **食中毒防止の対策**

- ◇ 食中毒の3原則である「つけない」「増やさない」「殺菌する」を確実に実行していくことが重要である。そのため、食品等事業者に対する監視指導及び講習会を開催し、衛生知識の普及啓発に努め、食中毒防止を図る。
- ◇ 食中毒発生時には、関係課とも連携を図り、必要に応じて国及び他の自治体とも密接に連携した上で調査を実施し、健康被害の拡大防止や迅速な原因究明を図る。

・ **食肉処理段階における安全性の確保**

- ◇ 食用に供する食肉、食鳥肉について検査及び監視指導を適正に実施し食肉の安全確保を行う。
- ◇ 食用の安全性確保には、生産から消費に至るまで一貫した衛生管理が必要であり、各流通段階における食肉の衛生的な取扱いなどの普及啓発を行う。
- ◇ 食肉として処理される牛及びめん山羊についてTSEスクリーニング検査を確実に実施する。

・ **給食施設における安全性の確保**

- ◇ 給食施設に対する巡回指導、集団指導や災害時における対応マニュアルの作成など特定給食施設等に対する指導等を実施する。
- ◇ 学校給食の安全・充実のために、栄養・衛生管理に関する諸問題について研修を行い、学校給食関係職員の資質の向上を図る講習会を開催する。
- ◇ 学校給食衛生管理基準に基づき、県立学校の給食における食中毒を予防し、安全な給食を提供するため、食材の定期検査を実施し、衛生管理の徹底を図る。
- ◇ 学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食従事者等の検便を実施し、衛生管理の徹底を図る。
- ◇ 学校給食施設の衛生管理の徹底を図るため、施設の状況を巡回調査し、併せて必要な改善指導を行う。

・学校等における放射性物質検査の検査体制の整備

- ◇ 小中学校等の給食の一層の安全・安心を確保するため、給食の食材を対象にした事前検査や、提供した給食に含まれる放射性物質の有無、量についての事後検査を実施する。

○流通・販売段階における安全性の確保

・食品の安全性の確保に向けた監視指導等の対策（輸入食品含む）

- ◇ 食品衛生法に基づき、本県の実情にあった食品衛生監視指導計画を毎年度策定する。 ※再掲
- ◇ 流通食品（輸入食品を含む）について、食品等事業者に対して食品衛生監視指導計画に基づき、効率的かつ効果的に監視指導を実施する。また、計画的に収去検査等を実施し、食品の安全性の確認を行う。
- ◇ 食中毒発生時の原因究明や食品添加物、残留農薬などの検査を迅速かつ正確に実施する。 ※再掲
- ◇ 食品等事業者及び従事者を対象にした講習会を開催し、食品衛生知識の普及啓発に努める。 ※再掲

・農畜水産食品の残留有害物質の検査

- ◇ 本県の主要な果実であるモモやブドウをはじめとする県産農産物等の残留農薬検査や畜水産物の動物用医薬品の残留検査を実施する。

・流通食品の放射性物質検査の実施

- ◇ 山梨県内に流通している食品の一層の安全性を確保するために流通食品の放射性物質検査を実施する。

② 消費段階における安全性の確保

○消費者への普及啓発、学習機会の提供（第6条 県民の役割）（第25条 食育の推進）

・県民への食品衛生知識の普及

- ◇ 消費者を対象に、テレビ、ラジオ、県ホームページ等の広報媒体などの活用により、家庭における食中毒の防止などについて食品衛生知識の普及啓発を図るとともに、食品衛生に係る講習会を開催する。

・食に関する学習機会の提供

- ◇ 特用林産物等の普及を目的として、森林総合研究所等において山菜、きのこ、ハーブに関する体験教室や展示による学習機会を提供する。

・食育の推進

- ◇ 食育を県民運動として普及するために6月の食育月間に「食育推進シンポジウム」や研修会等を開催する。 ※再掲

③ 人材の育成（第11条）

○実践的かつ専門的な知識を有する人材の育成

・食品衛生監視員、と畜・食鳥検査員等の資質向上

- ◇ 厚生労働省及び関係機関の開催する各種研修会に積極的に職員を派遣し、最新情報の入手や技術の習得に努める。日頃から情報の収集、整理、分析及び研究を行う。
- ◇ 国が行うHACCP監視員養成講習会に積極的に職員を派遣する。

・栄養士の資質向上

- ◇ 栄養関係職員、新採用栄養士、食事摂取基準活用栄養管理等の研修会を開催し、栄養士の資質の向上を図る。

・調理師、食生活改善推進員の資質向上

- ◇ 調理師研修会や食生活改善推進員等に研修会を開催し、調理師や食生活改善推進員の資質の向上を図る。

・農薬管理指導士・農薬適正使用アドバイザーの認定

- ◇ 農薬販売店の担当者等を対象とした講習会等の開催により、農薬の適正管理等の指導者としての農薬管理指導士及び農薬適正使用アドバイザーの認定を行う。

・エコファーマーの認定

- ◇ 化学肥料・化学合成農薬の低減に向けた環境保全型の農業生産方式の導入に取り組むエコファーマーの認定を推進する。

④ 調査研究の推進（第15条）

○食品衛生確保のための調査研究

・検査機関の業務管理（GLP）の充実

- ◇ 食中毒発生時の原因究明や食品添加物、残留農薬などの検査をより迅速、正確に行えるよう検査機器の整備と合わせGLP(検査機関の業務管理)の徹底を図る。

・食品の安全性の確保のための調査研究

- ◇ 食品においては、様々な問題が起こる可能性があり、これらの問題に迅速に対応するためにも調査研究を推進する。

○安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究

・安全・安心な農産物の生産技術に関する調査・研究の推進

- ◇ 病虫害防除等の生産技術等に関する調査研究を実施し、安全・安心な農産物生産の振興を図る。

・畜産物生産に関する調査研究の推進

- ◇ 安全・安心な畜産物の生産供給を図るため、動物用医薬品の品質検査や細菌の薬剤耐性菌の発現状況等を調査する。

・魚苗供給・試験指導の充実

- ◇ 安全な水産物の生産を目指し、養殖場の水質検査や飼育魚の病害診断を実施するとともに、薬剤耐性菌の発現状況等の調査を行う。

・特用林産物の栽培技術に関する研究

- ◇ きのこと、山菜、薬用植物などの栽培技術の開発や簡単な増殖方法の確立のための研究を実施する。

⑤ 生産者の自主的な取り組みの促進（第16条）

○生産工程管理に関する手法の普及

・食品安全のためのGAP等への取り組みの推進

- ◇ 安全・安心な農産物の生産供給を図るため、GAP導入に関して、意欲あるモデル産地への支援等により、農産物の生産工程管理体制の構築を推進する。

・HACCPシステムの考え方を取り入れた衛生管理手法の導入

- ◇ 畜産物の安全性を確保するため、実態調査・疾病対策指導を実施するとともに、農場HACCP方式の導入を推進する。

○環境への負荷の軽減に配慮した農業生産方式の研究開発、成果普及

・減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進

- ◇ 試験研究機関における環境保全型農業の研究、実証を図るとともに、開発実証された成果及び先進情報等の普及による減化学合成農薬、減化学肥料への取り組みを推進する。

- ◇ 環境への負荷を低減した農業により生産された農産物の販売体制・販路拡大に向けた取り組みを支援する。
- ◇ 減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みを普及させるため、一定の基準を満たした農産物を認証する「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」により、認証農産物の生産拡大を図る。

⑥ 事業者の自主的な取り組みの促進（第17条）

○食品衛生に関する最新知識の普及

・食品衛生に関する最新知識の普及

- ◇ 食品等事業者及び従事者を対象にした講習会を開催し、食品衛生知識の普及啓発に努める。 ※再掲

○食品関係営業施設における自主管理体制の確立の促進

・食品関係営業施設における自主管理体制の確立の促進

- ◇ 食品衛生の確保と食中毒防止を図るためには行政機関の監視指導のみならず食品等事業者の自主的な衛生管理が非常に重要であることから監視指導及び講習会を通じて自主管理体制の確立を促進する。

○高度な衛生管理方式導入に対する支援

・HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の促進

- ◇ 食品等事業者を対象にした講習会にて、HACCPシステムの考え方を取り入れた衛生管理手法を取り入れるよう周知し、営業形態に則した自主管理体制を促進する。

・資金の貸付

- ◇ HACCPシステムを導入して総合衛生管理製造過程の承認取得のための資金を金融機関と協調して低利で融資する。

・資金の助成

- ◇ 安全・安心な農産物の生産供給を図るための施設等の整備を支援するため、農業近代化資金の融資機関に対し、利子補給を行う。

2 食品に関する正確な情報の提供

① 生産者・事業者における情報の記録・保存の促進（第18条）

○生産者における情報の記録・保存の促進

・農薬の使用に関する情報の記録・保存の促進

◇ 農業団体や農業者等に対し、農薬の管理、使用のより一層の適正化のため、農薬の散布履歴など関係情報の記録、保存に向けた指導を行う。

・残留農薬の自主チェック等

◇ 農業団体等が実施する農薬適正使用の啓発活動や残留農薬分析の実施等を支援するとともに、農薬の飛散防止技術等の普及を推進する。

・飼料の使用及び受入に関する記録・保存の促進

◇ 畜産物に関する正確な情報を提供するため、生産者に対し、飼料の受入や適正使用に関する情報の記録・保存等について指導を行う。

・動物用医薬品の使用に関する情報の記録・保存の促進

◇ 畜産物に関する正確な情報を提供するため、生産者に対し、動物用医薬品の使用等に関する情報の記録・保存等について指導を行う。

○事業者における情報の記録・保存の促進

・食品等の製造、輸入、加工、販売等に関する情報の記録・保存の促進

◇ 食品等事業者に対して食品衛生監視指導計画に基づき、効率的かつ効果的に監視指導を実施し、製造等に関する情報の記録及び記録の保存について指導する。

○各種トレーサビリティシステムの運用

・米トレーサビリティシステムの適正な運用

◇ 国の関係機関等と連携して、生産者、事業者等へ米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する普及啓発や指導等を実施する。

・牛肉のトレーサビリティシステムの適正な運用

◇ 食肉流通センターのホームページ等で公開する生産履歴情報を正確に発信するため、関係機関と連携して畜産農家や食肉関連事業者等の指導を推進する。

② 情報の収集・提供の推進（第19条）

○食の安全・安心に係る情報の収集（第19条）

・情報の収集・蓄積・内容分析

- ◇ 国や都道府県、市町村と連携し、常に最新の情報把握に努めるとともに、的確な判断、対応ができるよう情報内容の分析を行う。

○食の安全・安心に係る各種相談や危害情報の受付（第28条）

・食品の安全性に関する相談の受付対応

- ◇ 食品の安全性や表示などに関する県民からの様々な相談や情報を一元的に受付ける窓口「食品安全110番」や「食の安全・安心ポータルサイト」により、随時対応する。

・消費生活相談員の活用促進

- ◇ 消費生活相談員を委嘱し、地域における消費生活に関する相談、情報提供等を行う。

・県民生活センターによる相談対応

- ◇ 県民の消費生活に関する相談、苦情等に対応し、速やかに必要な措置を講じる。

・食品衛生に関する各種相談や危害情報の受付

- ◇ 食品等事業者や消費者からの食品衛生に関する相談、情報及び苦情に対応する。

○各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進

・消費者等への情報提供

- ◇ 消費者等に情報誌やパンフレットなどを作成・配付するとともに、県ホームページ、テレビスポット「くらしの情報」等により、食の安全・安心に関する情報の提供を充実する。
- ◇ 食の安全・安心の確保に関する知識や情報、各種イベントの紹介について、テレビ、ラジオ等を活用して、広く県民に周知する。
- ◇ 県ホームページ内に「食の安全・安心ポータルサイト」を新たに構築し、食の安全・安心に関する情報提供の一層の充実を図る。
- ◇ 県民が自主的に開催する食の安全・安心に関する勉強会等に資料提供や講師の派遣など随時行う。

③ 適正な食品表示の確保（第20条）

○関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施

・ J A S法に基づく食品表示の監視指導

◇ 国の関係機関と連携し、J A S法に基づく食品表示の一層の適正化に向け調査・指導等を実施する。

◇ 食品表示の適正化に向けた調査、指導、相談への対応や食品表示の真正性を確認するために、収去物品の買上調査を実施する。

・ 景品表示法に基づく食品表示の監視指導

◇ 景品表示法に基づく適正な食品表示が実施されるよう指導、相談対応を行う。

・ 食品衛生法に基づく食品表示の指導

◇ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を実施し、食品衛生法に基づく適正表示の徹底を図る。また、講習会を開催し食品衛生及び表示についての知識の普及啓発を図る。

・ 健康増進法に基づく食品表示の指導

◇ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を実施し、栄養表示基準に基づく表示や、近年の健康ブームにより食品の健康保持増進効果等について著しく事実に相違するあるいは著しく人を誤認させるような広告等の表示（虚偽誇大広告等）について監視指導を行う。また、講習会を開催し表示についての知識の普及啓発を図る。

・ 食品表示合同調査の実施

◇ J A S法や景品表示法、食品衛生法など食品表示を所管する関係課及び関係出先機関と連携し、食品表示合同調査を実施し、食品表示の調査や適正化に向けた指導を行う。

○県民参加による食品表示監視の推進

・ 食品表示ウォッチャーの設置

◇ 県内の食品販売店の食品表示の状況を確認するため、一般消費者からの公募や消費者団体からの推薦等により、「食品表示ウォッチャー」を委嘱する。

④ 原産地に関する情報の提供の充実（第21条）

○消費者の合理的な選択に必要な原産地に関する十分な情報の提供の促進

・普及啓発・指導等の実施

- ◇ 食品販売事業者を対象とした取り組みの徹底に向けた説明会等を実施するとともに、食品表示合同調査の機会を捉え、食品販売業者に対して原産地に関する詳細な情報提供に向けた普及啓発・指導等を行う。

3 消費者、生産者、事業者間の相互理解の増進、信頼関係の構築

① 相互理解の増進（第22条）

○生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進

・リスクコミュニケーションの推進

- ◇ 消費者、生産者、事業者等で食の安全・安心に関する情報・意見交換するために「食の安全・安心を語る会」を開催する。

・農業・農村等への県民の理解促進

- ◇ 農業・農村の果たす役割等について広く県民に理解を求めするため、毎年10月15日を「農業の日」とし、普及啓発のための各種イベントを実施する。

・県産畜産物に関する情報提供

- ◇ 各種イベント等を通じて、県産畜産物に関する情報を提供し、消費者、生産者の相互理解を推進し、本県畜産への理解を深める。

② 「食の安全・安心推進月間」（第23条）

○各種啓発事業の実施

・「食の安全・安心推進月間」の普及・浸透

- ◇ 安全・安心の確保について県民の意識を高めるため、山梨県食の安全・安心推進条例で「食の安全・安心推進月間」に定めた9月に、「食の安全・食育推進大会」を開催し、食の安全・食育に関する情報提供や食の安全・安心の確保に関して特に優れた取り組みに対して表彰を行う。
- ◇ 広く県民に9月の「食の安全・安心推進月間」を啓発するため、県のホームページへの掲載や懸垂幕、テレビ、ラジオ等で周知活動を実施する。

③認証制度の推進（第24条）

○各種認証制度の運用

・「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」の運用

◇ 県民に減化学合成農薬、減化学肥料で生産された農産物を提供するため、「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」の普及啓発活動を行う。

・山梨県農産物等認証制度（「甲斐路の認証食品」）の運用

◇ 本県で生産される農産物を主たる原料とした加工食品等を県民に提供するため、山梨県農産物等認証制度の普及啓発活動を行う。

・「富士の国やまなしの逸品農産物認証制度」の運用

◇ 一定の品質基準とともに、エコファーマーの認定や GAP の取り組みなど安全・安心に関する要件を満たした県産農産物を、品質と信頼を兼ね備えた「富士の国やまなしの逸品認証農産物」として認証する制度を運用する。

④食育の推進（第25条第1項）

○食の安全・安心に資する知識・理解、適切な判断・実践に向けた普及啓発

・食育の推進

◇ 食育を県民運動として普及するために6月の食育月間に「食育推進シンポジウム」や研修会等を開催する。

・保育所等における食育の推進

◇ 保育所関係職員へ食育や食の安全に関する知識・技術を提供するため、食育や食の安全に関する研修会を実施する。

・学校における食育の推進

◇ 学校における食育の推進のために、学校給食関係者の資質の向上を図るための研修会等を開催する。

・食の安全・安心に関する知識の普及

◇ 消費者を対象に、テレビ、ラジオ、県ホームページ等の広報媒体などの活用により、家庭における食中毒の防止などについて食品衛生知識の普及啓発を図るとともに、食品衛生に係る講習会を開催する。 ※再掲

◇ 栄養士、調理師、食生活安全推進員等に食の安全・安心に関する知識の普及を図るために研修会を開催する。

◇ 野生きのこに関する安全性の確保を目的として、鑑定会を実施する。

⑤地産地消の推進（第25条第2項）

○地産地消の普及啓発

・県産農産物の地産地消の推進

- ◇ 地産地消を推進するため、地元農産物の販売拠点となる農産物直売所の販売力の強化を支援する。
- ◇ 地産地消を県民運動として定着させていくため、地産地消大会を開催するとともに、地産地消サポーターの登録拡大を一層推進する。
- ◇ 各種イベント等を通じて、県産畜産物に関する情報を提供し、消費者、生産者の相互理解を推進し、本県畜産への理解を深める。 ※再掲
- ◇ 広く県民に県産品の利用啓発、利用促進、知名度の向上等をPRする。

・特用林産物の地産地消の推進

- ◇ 森林総合研究所および附属施設である八ヶ岳薬用植物園において、きのこ栽培に関する体験教室を開講する。

○学校給食における県産食材の活用促進

・学校給食における県産食材の活用促進

- ◇ 学校給食等での県産農産物の利用拡大を促進するため、生産者及び農業団体、流通関係者、栄養士等による情報交換を進める。

・学校給食用牛乳の安定供給

- ◇ 関係団体や乳業メーカー等と連携して、小中学校等における学校給食への県産牛乳の安定的な供給を促進する。

4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等

①危機管理体制の整備等（第10条）

○山梨県食の安全・食育推進本部

- ◇ 食品によって健康への被害、又は被害が生ずるおそれがある緊急事態等への対処及び発生防止に努める。

②健康被害の未然・拡大防止のための各種措置（第26～30条）

○出荷の制限(第26条)

- ◇ 食品衛生法第11条第2項・第3項の規定により販売等が禁止された食品に該当する農林水産物の出荷を制限する。

○自主回収報告の義務づけ(第27条)

- ◇ 事業者が行う自主回収が発生した場合には報告を受け、県ホームページに公表し、健康被害の発生を未然に防止するよう努める。また、自主回収を終了した時も報告に基づき県ホームページで周知する。

○危害情報の申出(第28条)

- ◇ 食品等事業者や消費者からの食品衛生に関する相談、情報及び苦情に対応する。

○立入検査、措置勧告(第29～30条)

- ◇ 県は、県民の健康への悪影響を未然に防止するため、必要がある場合には、生産者、事業者、関係者に報告を求めたり、立入検査を実施する。
- ◇ 県は、規定違反や虚偽な報告、または報告をしなかった等に該当する場合は、必要な措置を行うよう勧告する。また、正当な理由がなく、勧告に従わなかった場合は、その勧告の内容を公表する。

③国等との連携等の推進(第12条)

○国、他の都道府県、市町村との連携等

・国との連携等

- ◇ 国の関係機関等と連携を図り、情報・意見交換を行うとともに、国際的、広域的な課題について、必要な措置や施策の充実を国に働きかける。また、緊急時の対応など迅速な情報収集や情報伝達についても、国との連携を図っていく。

・他の都道府県との連携等

- ◇ 「全国食品安全自治ネットワーク」等を活用し、情報・意見交換を行うとともに、広域な課題について連携して取り組む。

・県内の市町村との情報・意見交換等

- ◇ 市町村との食の安全・安心に関する情報・意見交換などを行う。

④関係者との連携・協働の推進(第13条)

○消費者団体、NPO法人、ボランティア団体等との連携・協働

・消費者団体、NPO法人等との連携・協働

- ◇ 消費者団体やNPO法人等と連携を図るための情報交換・意見交換を進めるとともに自主的な活動に対し、情報の提供や講師の派遣等を行う。

- ◇ ホームページ(やまなしNPO情報ネット等)やボランティア・NPOボード等を活用した情報交換、組織間交流、学習会等の参加・協力を行う。

・ 栄養関係団体との連携・協働

- ◇ 栄養士会や食生活改善推進員連絡協議会等の活動を支援する中で、連携協働し、食育を推進する。

⑤ 県民の意見の反映

・ 山梨県食の安全・安心審議会の設置・運営（第31～33条）

- ◇ 消費者、生産者、事業者及び学識経験者により構成される審議会を設置し、食の安全・安心の確保に向けた施策の推進等について調査・審議する。

・ 県民からの施策の提案制度の推進（第6～9条）

- ◇ 県民から食の安全・安心の確保に関する施策等についての提案があったときは、当該提案について検討を行い、その提案者に対して結果を通知するとともに、その内容を公表する。